別紙１

業　務　仕　様　書

糸魚川地域振興局構内除排雪業務委託 契約書の第１条に掲げる業務内容は、以下のとおりとする。

１　業務内容

（１）　除雪作業

ア　作業は、地域振興局構内の積雪が 10cm 以上となり、車両の通行に支障がある場合に実施する。

イ　作業は原則として早朝に行い、午前７時までに完了するものとする。なお、実施の判断は乙が行う。

ウ　作業範囲は、開庁日（12 月まで）、開庁日（１月以降）及び閉庁日の区分ごとに、別紙３「糸魚川地域振興局除排雪業務委託作業範囲図」に示す範囲とする。

エ　開庁日の日中に降雪が多い場合は、甲の指示により除雪作業を実施することがある。

オ　閉庁日に多量の降雪があり、翌開庁日の午前７時までに除雪を完了することが困難と乙が判断した場合は、閉庁日に開庁日の作業範囲について除雪作業を実施することができる。

カ　除雪作業に使用する機械は、運転手１名及び補助者１名の計２名で乗務するものとする。

（２）　排雪作業

ア　作業は、甲の指示により原則として閉庁日の午前８時から午後５時の間に実施する。

イ　作業機械は、２人乗務を要しない。

ウ　作業中は、安全確保のため誘導員を配置すること。

２　作業の留意事項

（１）　作業に伴う安全管理及び交通整理は、乙の責任において行うものとする。また、構内のブロック、マンホールその他の施設を損傷することのないよう、契約締結後速やかに甲の庁舎管理担当者と現地状況を確認すること。

（２）　乙は、作業実施の都度、別紙様式「除排雪作業報告書」を作成し、作業に使用した車両等のタコグラフ記録を添付の上、甲の確認を受けること。

（３）　乙は、作業に使用する除雪機械（ドーザ等）の自動車検査証の写しを、あらかじめ甲に提出すること。

（４）　除雪機械（ドーザ等）は乙において確保し、作業の都度持ち込むものとする。なお、地域振興局構内には常駐させないこと。

（５）　乙は、除排雪作業の実施に当たり、標識及びバリケードの設置、誘導員の配置その他安全確保のため必要な措置については、あらかじめ甲と協議の上、これを実施するものとする。

別紙様式

除 排 雪 作 業 報 告 書

令和　　年　　月　　日

糸魚川地域振興局長　様

住所
業者名
担当者名
担当連絡先

下記のとおり作業を行いましたので報告します。

作 業 時 間	令和　　年　　月　　日（　　）　　時　　分から 時　　分まで
作 業 内 容	糸魚川地域振興局　　除雪　　排雪　（いずれかに〇印）
使　　用 機　械　名	
	（稼働時間　　：　　～　　：　　）
運　転　員 職　氏　名	
使　　用 機　械　名	
	（稼働時間　　：　　～　　：　　）
運　転　員 職　氏　名	
備　　考	

※除雪機械（ドーザ）にあっては、タコグラフを添付すること。

別紙２

契約書第３条の各作業機械の１時間当たりの作業単価は以下のとおりとする。

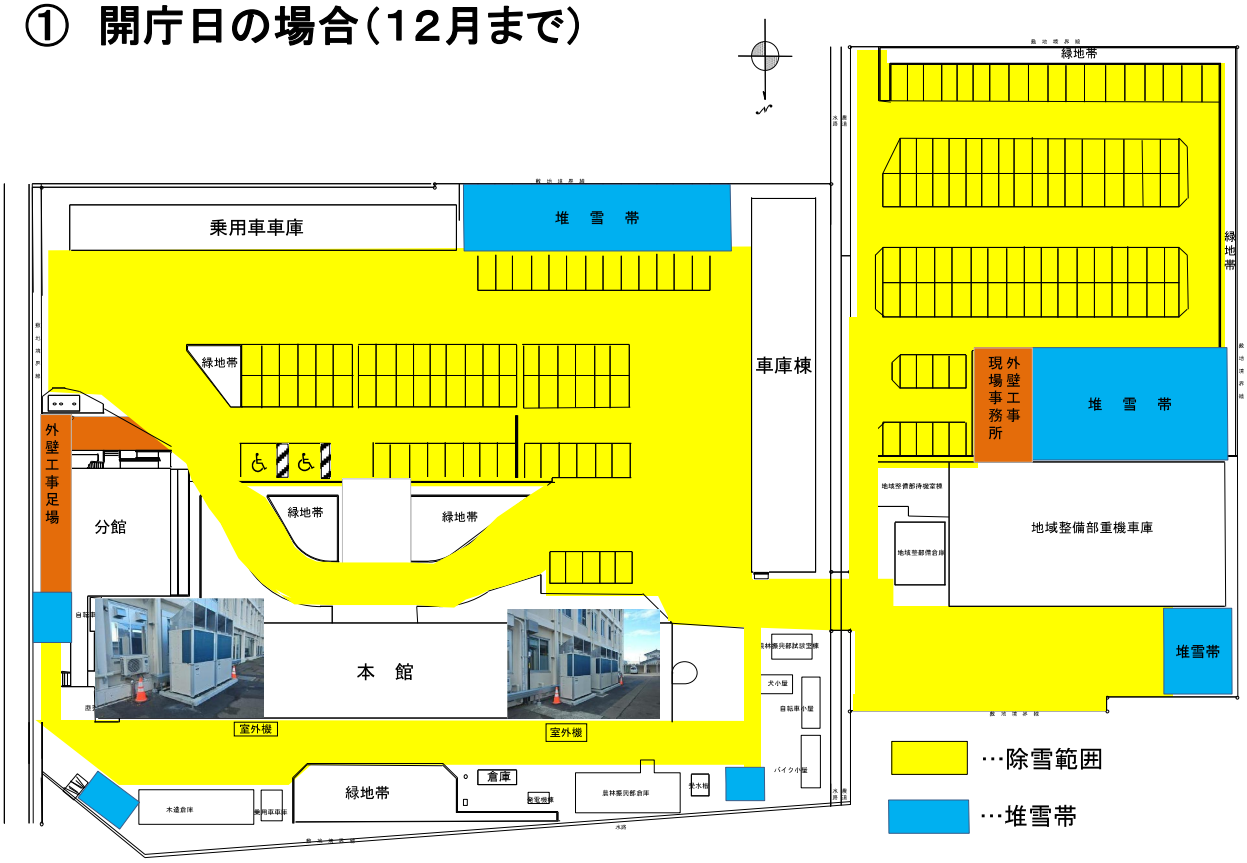
単位：円　（消費税別）

作業機械	規格・形式	委託料		
		8:00～17:00	5:00～ 8:00 17:00～22:00	22:00～5:00
除雪ドーザー （除雪）	７ｔ級 車輪式 1.2 ㎥ 運転手＋補助＋世話役			
除雪ドーザー （除雪）	14ｔ級 車輪式 2.5～3.0 ㎥ 運転手＋補助＋世話役			
除雪ドーザー （排雪）	14ｔ級 車輪式 2.5～3.0 ㎥ 運転手＋世話役			
ダンプトラック （排雪）	10ｔ積み 運転手			
安全確保作業 （排雪）	誘導員			

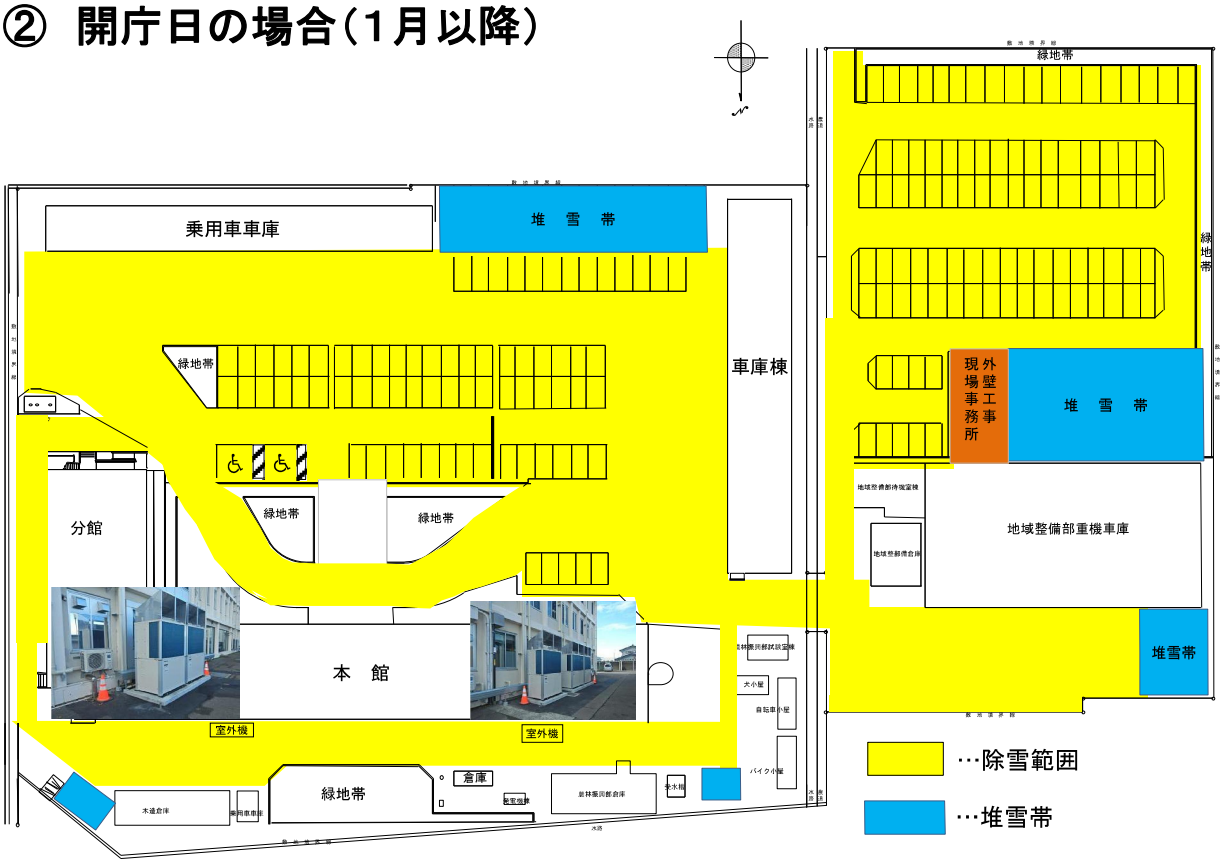
別紙3

糸魚川地域振興局　除排雪業務委託　作業範囲図

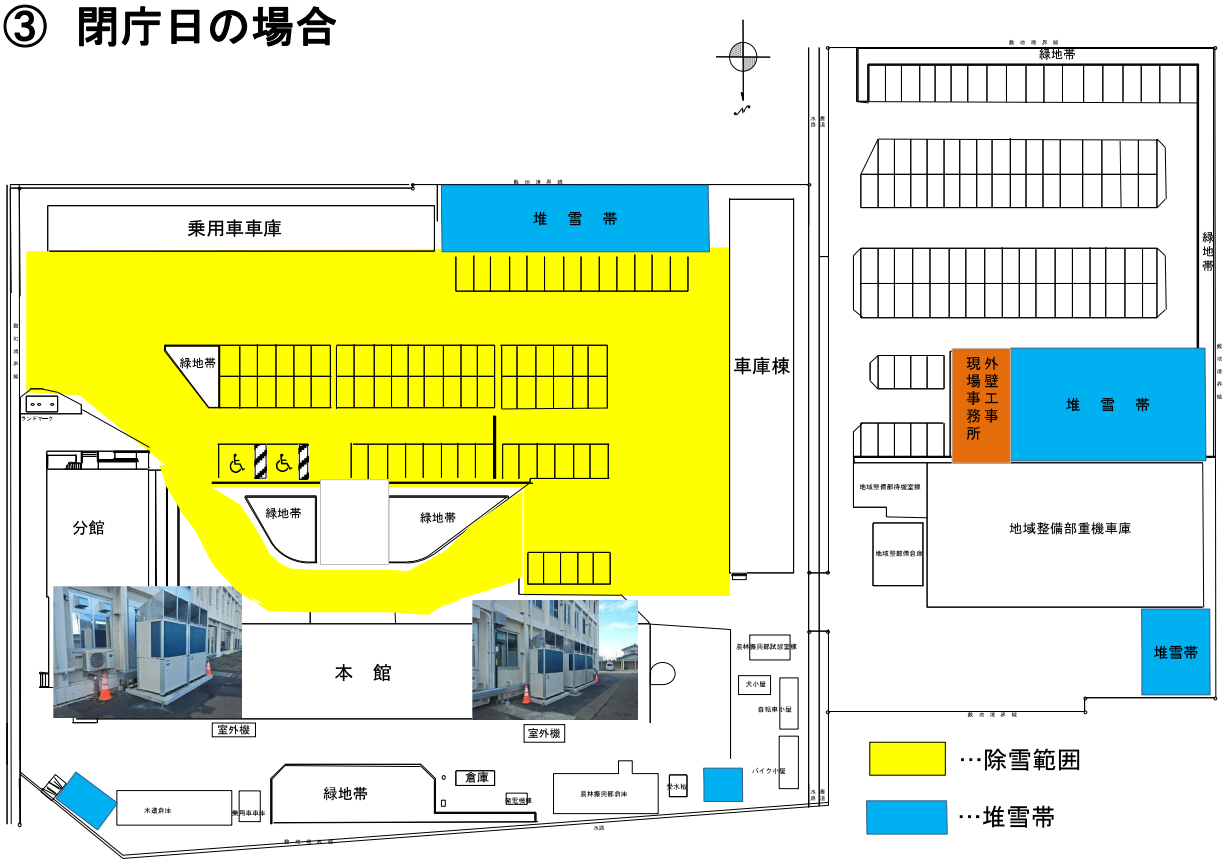
①　開庁日の場合（12月まで）



②　開庁日の場合（1月以降）



③ 閉庁日の場合


乗用車車庫
堆　雪　帯
車庫棟
緑地帯
分館
本　館
室外機
室外機
緑地帯
緑地帯
緑地帯
倉庫
緑地帯
外壁工事現場事務所
堆　雪　帯
地域整備部重機車庫
堆雪帯
…除雪範囲
…堆雪帯